

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は33万2,000円、申立期間②は30万5,000円、申立期間③は34万9,000円、申立期間④は36万5,000円、申立期間⑤は37万5,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は37万円、申立期間⑧は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 10 日  
② 平成 17 年 12 月 10 日  
③ 平成 18 年 8 月 10 日  
④ 平成 18 年 12 月 10 日  
⑤ 平成 19 年 8 月 10 日  
⑥ 平成 19 年 12 月 10 日  
⑦ 平成 20 年 8 月 10 日  
⑧ 平成 20 年 12 月 10 日

ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に事務職として勤務していた期間のうち、平成17年8月から20年12月までに支給された賞与の記録が無い。賞与から保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた申立期間の一部における賞与支給明細書及びA社が加入していたB厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター一覧」により、申立期間①から⑧までにおい

て、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立期間③、④及び⑥について、申立人から提出された当該期間に係る賞与支給明細書により、その支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、申立人から提出された平成 17 年分から 20 年分までの「給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の 1 月から 12 月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間①から⑧までの標準賞与額については、上記賞与支給明細書、「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び「給与所得の源泉徴収票」を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 33 万 2,000 円、申立期間②は 30 万 5,000 円、申立期間③は 34 万 9,000 円、申立期間④は 36 万 5,000 円、申立期間⑤は 37 万 5,000 円、申立期間⑥は 38 万円、申立期間⑦は 37 万円、申立期間⑧は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑧までにおいて、申立人と同様に A 社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は3万3,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は3万3,000円、申立期間⑤は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 10 日  
② 平成 17 年 3 月 10 日  
③ 平成 17 年 7 月 10 日  
④ 平成 17 年 11 月 10 日  
⑤ 平成 18 年 3 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑤までの賞与の記録が無い。賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑤までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市E課から提出された申立人に係る平成16年分から18年分までの「給与支払報告書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除され

る社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、賞与の支給時期については、複数の同僚が、「A社は、原則4月、8月及び12月に賞与を支給していたが、本人の希望で、賞与を受ける時期を変更することも可能であった。」としていることから、申立人の申立期間①から⑤までの賞与は、ほかの同僚の平成16年8月、17年4月、同年8月、同年12月及び18年4月の賞与と同じものであると考えられるところ、複数の同僚が所持している当該期間に支給された賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①及び②は3万3,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は3万3,000円、申立期間⑤は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑤までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は21万5,000円、申立期間②は21万9,000円、申立期間③は21万1,000円、申立期間④は24万3,000円、申立期間⑤は12万円、申立期間⑥は34万円、申立期間⑦及び⑧は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年8月10日  
⑧ 平成19年12月10日  
⑨ 平成20年8月10日  
⑩ 平成20年12月10日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑩までの賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料の控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

なお、私は、会社が閉鎖になる2年ぐらい前に、B職から事務職に変更になった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、当該期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D町役場E課から提出された申立人に係る平成19年度から20年度までの「賦課資料（所得照会書）についての回答書」により確認できる平成18年分及び19年分の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人がB職であったとする申立期間①から⑥までについて、申立人と同様に賞与の記録が欠落している複数のB職の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人が事務職であったとする申立期間⑧について、事務職の同僚が所持している当該期間の賞与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑧までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」、「賦課資料（所得照会書）についての回答書」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は21万9,000円、申立期間③は21万1,000円、申立期間④は24万3,000円、申立期間⑤は12万円、申立期間⑥は34万円、申立期間⑦及び⑧は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑧までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

申立期間⑨及び⑩について、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、当該期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、「会社は倒産しており、資料が無いため、申立てに係る賞与の支払及び保険料控除について不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D町役場E課は、平成20年分の収入についての申告が無いため、社会保険料控除額は不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑨及び⑩において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8406

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和34年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年8月31日から同年9月1日まで  
私は、A社からB社に異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務していた。退職したわけでもないのに厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和

55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月31日から同年9月1日まで  
② 昭和57年2月27日から同年3月1日まで

私は、昭和54年6月にA社に入社し、57年2月末日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間①については、A社からB社に異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務していた。申立期間②については、「退職願」を57年2月末日で提出した記憶があるが、厚生年金保険の資格喪失日が同年2月27日となっており、同年2月が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の供述から、申立人は、申立期間①において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間①において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金

保険料は申立期間①において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から8万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間①において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が申立期間①において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間①において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は「退職願」を昭和57年2月末日で提出した記憶があり、A社に同年2月末日まで在籍していたと主張している。

しかしながら、申立人の同社における雇用保険の離職日は、昭和57年2月26日となっており、同年2月末日までの勤務が確認できない上、上述の同期入社と同僚も、申立人がいつまで勤務していたかは不明であるとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態について確認することができない。

また、A社の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関係資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間②は22万円、申立期間③は15万円、申立期間④は17万6,000円、申立期間⑤は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成18年7月31日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑤までについて、申立人から提出された取引明細表<フツウヨキン>（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提供された申立人に係る平成16年度（平成15年分）、17年度（16年分）及び19年度（18年分）所得照会回答用証明書による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間②から⑤までに係る賞与支

給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間②は22万円、申立期間③は15万円、申立期間④は17万6,000円、申立期間⑤は17万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、口座の履歴などにより、賞与の支給が確認できない上、経理及び社会保険事務担当者は、全員に賞与を支給しているわけではない旨、回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8409

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は7万円、申立期間③及び④は10万円、申立期間⑤は4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳、取引明細証明書及び預金通帳の写し（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

さらに、申立期間⑤については、申立人から提出された平成 17 年分給

与所得の源泉徴収票による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は7万円、申立期間③及び④は10万円とし、口座の履歴で確認できる賞与振込額及び平成17年分給与所得の源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間⑤は4万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和34年12月1日、資格喪失日は36年2月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年12月から35年7月までは5,000円、同年8月から36年1月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から36年2月19日まで  
B市にあった事業所に夫が勤務していた時の昭和34年12月1日から36年2月19日までの厚生年金保険の記録について、夫の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、名の読みを「C」とする基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和34年12月1日、資格喪失日は36年2月19日）が確認できる上、当該記録における事業所整理記号と一致するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、B市D地区にあったA社に勤務していたことが確認できる複数の同僚が「同社はE業務をしており、申立人を覚えている。」「申立人の写真は、少しやせてはいるが面影はある。」と述べていることから、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録で

あると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 34 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、36 年 2 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 34 年 12 月から 35 年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から 36 年 1 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る標準賞与額の記録を117万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

日本年金機構から年金記録の通知があり、平成15年12月の賞与の記録が漏れていることが判明した。申立期間に賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険の賞与記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細書及びC健康保険組合から提出された健康保険料増減内訳書により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（117万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届の届出を行ったかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8413

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間に係る標準賞与額の記録を96万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

日本年金機構から年金記録の通知があり、平成15年12月の賞与の記録が漏れていることが判明した。申立期間の賞与の支給があったことが分かる預金通帳の控えを提出するので、厚生年金保険の賞与記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細書、C健康保険組合から提出された健康保険料増減内訳書及び申立人が提出した預金通帳の賞与の振込金額により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（96万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届の届出を行ったかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで  
平成3年8月にB社（現在は、A社）に入社した。入社当時は、C業務等を行っていたが、申立期間当時はB社D営業所長をしていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、同僚4人から提出された当該期間の給与明細書から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで  
平成元年6月にB社（現在は、A社）に入社した。申立期間当時は、C法人（現在は、D法人）に派遣され、E職として主にF業務をしていた。当時、会社からは、社名が変更する話があったが、勤務実態は全く変更なく続いていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の派遣先であるD法人から提出された平成9年度職員交流者一覧表に、申立人の氏名が記載されていること、及び当該事業所の事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、G県H郡I町から提供された申立人の平成10年度村民税・県民税課税台帳等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで  
平成8年から11年3月までの期間、B社からC事務所に派遣され、D業務を担当していた。9年11月にA社に転籍となったが、厚生年金保険の記録では同年11月1日にB社の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社で被保険者資格を取得した記録となっており、1か月の空白期間が生じている。間違いなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚4人から提出された当該期間の給与明細書から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と

同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

平成3年9月から14年10月までB社又はA社に継続して勤務していた。9年4月から13年3月までの期間は、B社又はA社からC社に派遣され、D事業所のE事務所において、F業務を担当していた。9年11月にA社に転籍となったが、厚生年金保険の記録は同年11月1日にB社の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社で被保険者資格を取得した記録となっており、1か月の空白期間が生じている。間違いなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間当時はC社に派遣され、D事業所E事務所において、F業務を行っていた。事業所の合併について上司から説明があり、雇用条件は変わらないと説明を受けたと思う。」との申立期間当時の勤務状況及び事業所の合併に関する具体的、かつ、詳細な供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚4人から提出された当該期間の給与明細書から判断すると、

当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は、全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている旨回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8418

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年3月1日まで

申立期間は、A社C本社からD本社への異動時期であり、私は同社E営業所の責任者であった。厚生年金保険加入記録の空白は全く心当たりが無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社（C県）から同社（D県）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社（D県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月1日であるところ、同社（D県）において同日に被保険者資格を取得している同僚が複数いることから、申立人の同社（C県）における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（C県）における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日  
A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年夏季賞与明細書」等から判断すると、申立人は、申立期間において、31万円の賞与が支払われ、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「2003年夏季賞与明細書」により確認できる厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は関連資料を所持しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成23年4月10日  
② 平成23年8月10日

A社では、給与のほかに業績給として年3回（4月、8月及び12月）賞与が支払われていた。平成15年4月から22年12月までに支払われた賞与については、年金事務所で記録が訂正されたが、23年4月及び同年8月も賞与が支給されたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を適用し、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①については、B市税事務所から提出された申立人に係るA社における平成24年度（平成23年分）の給与支払報告書及び複数の同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の給与支払報告書の社会保険料控除額により推認できる賞与額及び保険料控除額から、8万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているが、同社の破産申立代理人が、「賞与に関する届出及び厚生年金保険料の納付はしていない。」としていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、破産管財人から提出された申立人に係る「未払賃金の立替払請求書」により、事業主より賞与が支払われていたことが確認できる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の「未払賃金の立替払請求書」から判断すると、35万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、同年10月1日に、同じ事業主により同社と同一の所在地に設立された子会社であるB社に異動した。その際も給与は継続して支給されていたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、A社での厚生年金保険の資格喪失日の記録が同年9月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び経理担当の取締役の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日

平成22年6月30日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該年金記録が無い。申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された「2010年夏期賞与明細」及び「平成22年分所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に賞与支払届の作成・提出を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞

与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和40年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成22年6月30日

平成22年6月30日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該年金記録が無い。申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された平成22年分所得税源泉徴収簿及びB市から提出された平成23年度市民税・県民税課税証明書により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額から、26万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に賞与支払届の作成・提出を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年4月15日  
年金記録によると、A社における平成23年4月に係る賞与の記録が無い。申立期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る給料支払明細書及び平成23年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届の提出を失念したとして届出をしていることから、年金事務所は申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚

生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8432

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業部における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社B営業部の資格喪失日が平成11年9月30日、次の同社Cセンターの資格取得日が同年10月1日になっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成11年10月1日にA社B営業部から同社Cセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B営業部における平成11年8月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の資格喪失日が平成11年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8433

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業部における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社B営業部の資格喪失日が平成11年9月30日、次の同社Cセンターの資格取得日が同年10月1日になっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成11年10月1日にA社B営業部から同社Cセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B営業部における平成11年8月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の資格喪失日が平成11年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

昭和46年5月にC社（現在は、D社）に入社し、同社及び同社の関連会社であるA社B工場において継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間前後にC社及びA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚から提出された昭和46年7月から同年9月までの3か月分の給与明細書から判断すると、申立期間において、A社B工場から給与が支払われ、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年9月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社B工場は昭和46年9月1日に厚生年

金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は、商業登記簿謄本により、申立期間当時法人であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、同社において同年8月1日に雇用保険の被保険者資格を取得している者が5人以上いることが確認できることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日  
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②は2万円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 17 日  
② 平成 17 年 8 月 12 日  
③ 平成 17 年 12 月 16 日  
④ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万円、申立期間②は2万円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日  
② 平成 16 年 7 月 5 日

第三者委員会からA事業所に勤務していた当時の同僚の年金記録照会を受けて、私自身も申立期間の賞与記録が無いことに気が付いた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）から、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
私がA社B工場に勤務していた時に、C県に工場ができたので、C工場に転勤をしたが、その時の厚生年金保険の記録が無い。転勤しただけで、継続して勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と共に異動した複数の同僚が、昭和50年3月末までB工場勤務であったと供述しており、A社は、異動辞令は「50年4月1日付けで出される」としていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申

立人に係る同年3月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所  
が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した  
場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚  
生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成17年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで  
平成17年7月にA社がC社に吸収合併され、そのまま移籍し継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びB社から提出された申立人に係るA社の賃金台帳により、申立人はA社及び同社を吸収合併したC社に継続して勤務し（平成17年7月1日付けでA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年5月のオンライン記録から、32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社を吸収合併したB社の事業主は、当時の資料が無いため不明である旨回答しているが、事業主が資格喪失日を平成17年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年3月1日）及び資格取得日（同年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年6月1日まで

申立期間当時は入籍をしたタイミングであり会社を辞めるはずもなく、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和31年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年3月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同職種であったとする同僚が「申立人は申立期間においてもB職として勤務していた。」と述べていることから、申立人は申立期間においても業務内容及び勤務形態の変更は無くA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚が共にB職であったと記憶する3人は申立期間においても被保険者記録が継続している上、A社における被保険者資格を喪失後、再度同社において資格を取得している者はほとんど存在しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は46万5,000円、申立期間②は33万円、申立期間③は20万円、申立期間④は46万5,000円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日  
② 平成16年12月30日  
③ 平成17年8月16日  
④ 平成17年12月28日  
⑤ 平成18年8月21日  
⑥ 平成18年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書（賞与）から、申立人が賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の給料支払明細書（賞与）における保険料控除額から、申立期間①は46万5,000円、申立期間②は33万円、申立期間③は20万円、申立期間④は46万5,000円、申立期間⑤は30万円とすることが妥当である。

2 申立期間⑥について、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書（賞与）から、申立人が賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間⑥における標準賞与額については、上記の給料支払明細書（賞与）により確認できる厚生年金保険料控除額から、48万8,000円とすることが妥当である。

3 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を88万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社C事務所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により88万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5409

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月

申立期間を含む昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 4 月 5 日に A 郵便局で納付し、領収証書も所持している。

B 年金事務所から、申立期間の国民年金保険料は昭和 52 年 9 月 29 日に還付されたとの回答をもらったが、還付金を受け取った覚えは無い。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人は、申立期間を含む昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 4 月 5 日に納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳及び昭和 58 年 11 月 9 日作成の年度別納付状況リストによると、申立人は、52 年 6 月 10 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、任意加入被保険者は、資格喪失の申出が受理された日に被保険者資格を喪失することから、申立期間は、申立人が同年 6 月 10 日に国民年金の任意加入被保険者資格の喪失を申し出たことにより、国民年金の未加入期間になったと考えられるため、国民年金保険料納付済期間とすることはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取った記憶は無いと申述しているが、昭和 58 年 12 月 20 日作成の「還付・充当・死亡一時金等リスト」には、52 年 9 月 29 日に申立期間の国民年金保険料に係る還付決議が行われたことが確認でき、当該リストに記載されている申立人の国民年金手帳記号番号、生年月日、氏名、還付期間及び還付金額の記載に誤りは無く、申立人の申立期間の国民年金保険料に係る還付

決議に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5410

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から59年4月まで

私は、昭和47年12月に戸籍上はA家の養子となったが、実際は実家のB家に居住していた。59年5月頃に実父から「C（名前）の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を10年間遡って30万円くらいD社会保険事務所（当時）で納付した。」という話を聞いたので、申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月頃に、申立人の実父から「C（名前）の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を10年間遡って30万円くらいD社会保険事務所で納付した。」という話を聞いたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその実父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5411

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの期間、同年4月から47年3月までの期間、同年5月から49年3月までの期間、59年8月から同年10月までの期間、60年4月から同年12月までの期間、61年1月から63年3月までの期間、同年12月から平成元年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から47年3月まで  
③ 昭和47年5月から49年3月まで  
④ 昭和59年8月から同年10月まで  
⑤ 昭和60年4月から同年12月まで  
⑥ 昭和61年1月から63年3月まで  
⑦ 昭和63年12月から平成元年3月まで  
⑧ 平成元年4月から同年9月まで

私は、A県B郡C町（現在は、D市）の実家で営んでいたE業を18歳から手伝い、その後、この仕事を継ぎ、昭和49年にその会社の厚生年金保険の新規適用の届出を行った。C町に居住していた時は、生活費などに困っていたことはなく、自分自身又は妻がC町役場で国民年金保険料を納付していたはずである。また、F市及びG市に居住していた時も保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納又は免除となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人は、「生活費などに困っていたことはないため、国民年金保険料を納付しなかった

ことは無く、免除申請を行った記憶も無い。」と申述しているが、申立人及びその妻は、C町役場、F市役所及びG市役所で国民年金保険料を納付したと申述しているのみで、保険料納付に関し具体的な申述が得られないため、納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②、③、⑥及び⑦については、申立人のオンライン記録、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びG市の国民年金被保険者名簿では、いずれにおいても免除期間となっており、申立人の年金記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は合計107か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5412

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの期間、同年4月から47年3月までの期間、同年5月から49年3月までの期間、59年8月から同年10月までの期間、60年4月から同年12月までの期間、61年1月から平成元年3月までの期間及び同年4月から3年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から47年3月まで  
③ 昭和47年5月から49年3月まで  
④ 昭和59年8月から同年10月まで  
⑤ 昭和60年4月から同年12月まで  
⑥ 昭和61年1月から平成元年3月まで  
⑦ 平成元年4月から3年9月まで

私は、結婚後、A県B郡C町（現在は、D市）に居住していた時は、生活費などに困っていたことはなく、自分自身又は夫がC町役場で国民年金保険料を納付していたはずである。また、E市及びF市に居住していた時も保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納又は免除となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人は、「生活費などに困っていたことはないため、国民年金保険料を納付しなかったことは無く、免除申請を行った記憶も無い。」と申述しているが、申立人及びその夫は、C町役場、E市役所及びF市役所で国民年金保険料を納付したと申述しているのみで、保険料納付に関し具体的な申述が得られないため、納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等によ

り調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②、③及び⑥については、申立人のオンライン記録、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びG市の国民年金被保険者名簿では、いずれにおいても免除期間となっており、申立人の年金記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間は合計139か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から58年3月までの期間及び61年4月から平成5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から58年3月まで  
② 昭和61年4月から平成5年9月まで

父親は既に亡くなっているが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。父親が亡くなった後は、私の妻が保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。父親が亡くなった後は、私の妻が保険料を納付していたはずである。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父及び妻は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間①は260か月、申立期間②は90か月といずれも長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5414

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から49年3月まで

私は、昭和41年頃にA市役所の職員に勧められたため、私と妻の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料についても、私が夫婦二人分を、毎月金融機関の集金により納付書で納付していた。

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和41年頃にA市役所の職員に勧められたため、私と妻の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても、私が夫婦二人分を、毎月金融機関の集金により納付書で納付していた。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年2月頃にB市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額に関する記憶が明確でなく、毎月金融機関の集金により納付書で保険料を納付していたと申述しているが、申立期間の大半の納付方法は印紙検認方式であったことから、申立人の主張は、当時の納付方法と合致しないほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間は117か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは

考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から48年3月まで

私の国民年金については、昭和41年頃にA市役所の職員に勧められたため、夫が私と夫の加入手続を行った。

国民年金保険料については、夫が夫婦二人分を、毎月金融機関の集金により納付書で納付していた。

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金については、昭和41年頃にA市役所の職員に勧められたため、夫が私と夫の加入手続を行った。国民年金保険料については、夫が夫婦二人分を、毎月金融機関の集金により納付書で納付していた。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年2月頃にB市において夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、申立期間の保険料額に関する記憶が明確でなく、毎月金融機関の集金により納付書で保険料を納付していたと申述しているが、申立期間の大半の納付方法は印紙検認方式であったことから、申立人の主張は、当時の納付方法と合致しないほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間は97か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり

記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は20歳になった頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は当時住み込みで勤務していたB事業所の社長が私の給与から天引きして納付していた。一緒に住み込みをしていた先輩の国民年金保険料も同様である。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は当時住み込みで勤務していたB事業所の社長が納付していたと申述しているが、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当該社長は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和46年8月頃に払い出されたと推認されること、申立期間当時、申立人と一緒に住み込みをし、申立人と同様に国民年金保険料を給与から天引きされていたとする元同僚（当時の勤務先の先輩）の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されていること、及び元同僚の保険料は申立人と同様、申立期間直後の47年4月から納付済みと記録され、申立期間の保険料は申立人と同様に未納であり、元同僚は「いつ、どこかは不明だが、事業主が私の国民年金の加入手続きを行い、48年頃から天引きにより納付していたと思う。」としていることから、申立人が住み込みで勤務していたB事業所の社長が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 12 月までの期間、58 年 6 月から 59 年 1 月までの期間、同年 8 月から 60 年 5 月までの期間、61 年 3 月、同年 4 月、62 年 6 月、同年 7 月及び 63 年 4 月から同年 6 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 56 年 12 月まで  
② 昭和 58 年 6 月から 59 年 1 月まで  
③ 昭和 59 年 8 月から 60 年 5 月まで  
④ 昭和 61 年 3 月及び同年 4 月  
⑤ 昭和 62 年 6 月及び同年 7 月  
⑥ 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①は未加入となっているが、私が昭和 55 年 3 月に大学を卒業し会社に就職するまでに、父が A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も父が納付した。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥が未納となっているが、申立期間②は私がその会社を退職した後に父が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書が来たので私が A 市役所で保険料を納付し、申立期間③、④、⑤及び⑥は、時期は不明だが、私が国民健康保険税を遡及して納付した時に、国民年金保険料も遡及して B 市役所（現在は、C 市 D 区役所）で納付した。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が昭和 55 年 3 月に大学を卒業後、会社に就職するまでの間に、父が A 市役所で国民年金の加入手続きを行った。」と申述しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者になった日は、「昭和 58 年 6 月 8 日」と記載され、オンライン記録でも資格取得日は同日となっていることから、申立期間①は未加入期間であり国民年金保険料

の納付はできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録では、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の国民年金被保険者の資格取得及び喪失の記録は同年4月6日に処理されていることが確認できることから、当該処理前は、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できなかった期間と考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を行う必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 11 月 8 日から 23 年 9 月 1 日まで  
② 平成 23 年 11 月 13 日から 24 年 6 月 15 日まで

私は、平成 22 年 11 月 8 日から 24 年 6 月 15 日までの期間、A社に勤務していたが、当該期間のうち、22 年 11 月 8 日から 23 年 9 月 1 日までの期間及び同年 11 月 13 日から 24 年 6 月 15 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか否かを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消

減していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人の保持する給与支給明細書及びタイムカードにより、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与支給明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人はアルバイトとして雇用したために常用的雇用にあたらなため、社会保険の手続は行わなかった。」と述べている上、オンライン記録により、当該期間について、申立人に係る国民年金保険料の納付猶予手続が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「平成23年11月13日から疾病のため休み、退職の申し出は正式には24年6月15日に行った。」としているが、申立人が23年11月13日以降、A社に勤務していた実態を確認する資料は見当たらないことから、同日以降24年6月15日までの勤務状況について確認することができない。

また、事業主は、「申立人は、平成23年11月13日から出勤していないため、給与を支払っていない。正社員ではなくアルバイトだったため、就業規則に基づく休職の手続は行わなかった。」と述べている上、上述2と同様、申立期間②についても申立人に係る国民年金保険料の納付猶予手続が行われていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を行う必要は認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8419

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 16 日まで  
② 昭和 51 年 5 月 30 日から 52 年 3 月 30 日まで  
③ 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

申立期間①はA社又はB事業所で、申立期間②はC事業所で、申立期間③はD社E工場内のF社で働いていた時に、厚生年金保険の保険料を給料から引かれていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①のうち、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 20 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①後の昭和 57 年 5 月 7 日であることが確認できる。

また、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、申立人が申し立てているC事業所が、G社として厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録により、申立期間②後の平成 9 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、H店を運営していた当時の従業員名簿等の関連資料は保管しておらず、当時は厚生年金保険には加入していなかった旨の回答している。

申立期間③については、申立人が申し立てているF社の法人登記は確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、F社は

厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8421

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月頃から 58 年 4 月 1 日まで  
申立期間については、A社に勤務して厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が作成した在籍期間証明書及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社にB職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除について不明としており、当時の経理担当者も、「全ての正社員は、雇用保険も含めて社会保険に加入して社会保険料を控除していたと思うが、申立人の社会保険料を控除したかは、昔のことで記憶が無いので分からない。」と証言していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認することができない。

また、複数の同僚は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8422

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 8 月 1 日から 16 年 8 月 31 日まで  
② 平成 18 年 3 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べ低いと思う。一部給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された給与台帳及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間①のうち、平成 14 年 8 月から 15 年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 9 月から 16 年 5 月までの期間の報酬月額並びに申立期間②の報酬月額において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与台帳及び当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8424（群馬厚生年金事案 155 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 42 年 12 月まで  
A 社の B 工事（C 県 D 市 E 地区）に申立期間従事し、F 作業の仕事を  
した。前回の申立てでは認められなかったが、給料から保険料を引かれて  
いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、昭和 42 年頃から 43 年頃までの期間、G 県 H 市において、A 社で勤務していたとして申し立てていたものの、  
i) 申立事業所は、「申立人が当社の社員として在籍していた記録は見当たらない。通常、正社員であれば現場ごとに建設会社が変わることは考えられない。建設業界は一人親方や下請業者等様々な方が現場ごとに従事しており、申立人もその中の一員であったと思われることから、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」との趣旨の回答をしていること、  
ii) 申立事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者縦覧に申立人の氏名は見当たらないこと、  
iii) 申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いことなどから、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出は無いものの、申立人は、給料から保険料を引かれていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、申立期間の始期を昭和 42 年頃から 41 年 2 月に、終期を 43 年頃から 42 年 12 月に変更し、勤務先を C 県 D 市 E 地区の B 工事に変更して、再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時、A社の厚生年金保険に加入していた36人に照会し、28人から回答があったものの、申立人の勤務を記憶している者はおらず、一人が、「自分はB工事に従事していた。下請事業所のひとつにI社J班があり、班長はJ姓だった。K作業をしていたが、申立人の申述は、B工事の仕事内容と合っている。」と回答しており、申立人も、「亡くなった兄がA社の下請だったので、B工事で働いた。給料は、兄の奥さんからもらっていた。」と申述している。

また、上記回答者とは別の一人は、「昭和61年、A社社員全員の名簿集（約9,000人）に、申立人の氏名は無い。」と回答している。

さらに、上述のI社は、「B工事の工事履歴はない。」と回答しており、同社のグループ会社であるL社は、「申立期間当時のデータは残っていない。」と回答している。

このほか、年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8426

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和 48 年 3 月 31 日となっているが、私は、同日（土）に退職しているので、正しい被保険者資格喪失日は、同年 4 月 1 日である。同社に係る被保険者資格喪失日を訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 48 年 3 月 30 日にA社を離職したことが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（同年 3 月 31 日）の前日と一致していることが確認できる。

また、A社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、同社は、当時の資料は既に処分しており、不明であるとしているものの、申立期間に係る勤務実態については、申立期間当時、土曜日が定休日であったので、申立人が昭和 48 年 3 月 31 日（土）まで勤務した可能性は低く、その前日に退職した可能性が高いと回答している上、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚の雇用保険の離職日も、申立人と同様、同年 3 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8427（長野厚生年金事案 161 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 5 日から 47 年 10 月 4 日まで  
申立期間は、A社（後に、B社。現在は、C社）D支店にE職正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社D支店において、申立人より勤務期間が長く、同じ役職であったと考えられる者にも厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できること、E職として厚生年金保険に加入している者は、入社後ある程度の勤務年数を経てから加入手続が行われたと推測されること、同社の元人事担当者は、「E職のうち、一部の者については当社の内部規定に基づき厚生年金保険に加入させていたものの、原則的には加入させていなかった。」と証言していることなどから、既に年金記録確認長野地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料等はないとしており、年金記録確認関東地方第三者委員会から新たに複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除に関する供述や保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかった。

また、前回の申立てにおいて、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料はないとしており、今回の再申立てにおいて、C社に再度照会したが、当該事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について不明としている。

このほかに年金記録確認長野地方第三者委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8428（茨城厚生年金事案 1952 及び 1988 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年9月20日まで  
② 昭和22年4月15日から23年7月1日まで

A社（現在は、B社）のC事業所（A社D内）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者の種別が第一種とされていることに納得できない。当該期間は、同社のE係として坑内で勤務していたので、第三種被保険者（坑内員）であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社から提出された人事記録により、申立人はE係として勤務していたことが確認できるが、同係の者が坑内員に該当するか否かは不明であること、ii) 同社に照会したが、E係に勤務していた者が全て坑内員であったとは言えない旨、及び申立人の勤務実態は不明である旨の回答が得られたこと、iii) 申立期間当時、A社Dにおいて厚生年金保険被保険者資格を有する者の記録により、当時、同社においては、E係として勤務する者について、必ずしも全期間を第三種被保険者とする取扱いではなかった事情がうかがえることなどを理由として、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年8月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、申立期間において坑内勤務であったことを証明できる資料として、A社C事業所から受けたとする任命書を挙げているが、これは前回も提出のあった資料であり、年金記録確認茨城

地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことなどを理由として、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 12 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料は無いとしており、年金記録確認関東地方第三者委員会から B 社に再度照会したが、同社では、新たな資料は無く、前回までの回答を変更すべき新たな事情は無いとしている。

このほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 25 日から 41 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 36 年 9 月 9 日から 41 年 9 月 27 日までの期間、A社に継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けていることが分かった。

継続して勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 9 月 9 日から 41 年 9 月 27 日までの期間は、A社に勤務し給与から厚生年金保険料が控除されており、当時一緒に勤務していた同僚に話しを聞いてもらえれば、勤務していたことが分かるとして同僚の名前を挙げて申し立てているが、当該同僚は、「申立人のことは知っているが、勤務していた期間は覚えていない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日が確認できる複数の同僚は、申立人のことは覚えていないと供述している上、当該事業所を昭和 38 年に退職した同僚の一人は、「私は、昭和 39 年頃B業会社に勤務していた。その時、申立人も同じB業会社に勤めていた。」と供述している。

さらに、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主に対し照会を行ったものの回答を得ることができないことから、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人のオンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者原票から、厚生年金保険被保険者資格を昭和 38 年 2 月 25 日に喪失し、41 年 7 月 21 日に再取得していることが確認できる上、当該再取得日は、雇用保険被保険者記録の取得日とも一致している。

また、申立期間は 41 か月間と長期間であり、被保険者期間が継続していれば事業主は、申立期間中に 3 回報酬月額算定基礎届を提出する必要があるが、事業主が全ての提出機会において厚生年金保険の被保険者でないことに気が付かないまま、厚生年金保険料を控除し続けたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8436

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月  
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年の賃金台帳から、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社の事務担当者は、賞与は口座振込みで支給していると供述しているところ、B銀行C事務センターから提出された申立人に係る「預金元帳」から、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 34 年にC講習所を卒業後、D社からE事業所を紹介され、同事業所で面接を受けた後、F県G町（現在は、H市）にあったI事業所（現在は、J事業所）に配属され、同年4月から同年11月まで同事業所に勤務したが、年金記録を確認したところ、当該期間における加入記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が、申立期間において、I事業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録及びI事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所は、昭和34年1月にA共済組合が発足したことに伴い、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間には既に同共済組合に編入されていることが確認できる。

しかしながら、A共済組合は、申立人に係る組合員資格取得届や個人記録原票等の資料は無く、申立人の同共済組合における加入記録は無いと回答している。

また、J事業所は、申立期間当時のI事業所における人事記録や人事規程等は保管しておらず、申立人の同事業所における勤務実態や申立期間に係る掛金控除の有無等については不明としている。

さらに、オンライン記録により、申立人がI事業所において同一職種、同一勤務形態だったとする同僚も、自身が同事業所に勤務していたとする期間に厚生年金保険及びA共済組合の加入記録は確認できないほか、当該同僚は、「自分は昭和33年4月頃からI事業所に勤務していた。」と供

述していることから、I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同名簿に当該同僚の氏名は無い。

加えて、上記同僚が名前を挙げている申立人以外の同僚一人についても同様に上記被保険者名簿に氏名は確認できない。

また、上記被保険者名簿に記載がある者で所在が判明した元職員一人に照会を行ったところ、当該元職員は、自分はK担当で申立人が勤務していたかについては不明であり、雇用形態や勤務形態の違いによるA共済組合への加入の有無についても不明としている。

このほか、申立人の申立期間におけるA共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 20 日から 44 年 1 月 21 日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については厚生年金保険被保険者としての記録が無かった。当該期間も同社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、昭和 49 年以前の資料は無く、申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除したかは不明としているほか、当時の事務担当者も既に死亡しているため、申立期間における社会保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、当時の給与支払形態は日給制だったとしているところ、複数の元従業員が、「A社では月給制から日給制に切り替えることができ、月給制の者は正社員扱いで厚生年金保険に加入したが、日給制の者は臨時社員扱いで厚生年金保険に加入しなかった。」旨の供述をしており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の申立期間前の被保険者期間である昭和 41 年 12 月 6 日から 43 年 4 月 20 日までの期間に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる 65 人を抽出したところ、オンライン記録により、申立人と同様に被保険者期間に空白期間がある者が、申立人のほかに 17 人確認できる。

さらに、被保険者期間に空白期間がある者のうち二人は、「自分の記録が無い期間は月給制から日給制に切り替えていた期間だと思う。」旨の供述をしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、整理番号\*番で昭和41年12月6日に被保険者資格を取得し、43年4月20日に被保険者資格を喪失した後、44年1月21日に整理番号\*番で被保険者資格を再取得していることが確認でき、この間に不自然な記録は見当たらず、当該得喪日はオンライン記録と一致している。

また、B厚生年金基金から提出された申立人の基金加入記録における資格喪失日は昭和43年4月20日、資格取得日は44年1月20日となっており、上記被保険者名簿の記録及びオンライン記録とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 28 日から同年 12 月 10 日まで  
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A事業所に勤務していたので、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の事業主は既に亡くなっているが、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、都内のB店の社会保険の手続を行っていたC会（現在は、D会）の事務を代行しているE社から提出された厚生年金保険加入者の「手書き台帳」において申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、同会の事務担当者は、「推量するに、B店からの加入依頼が、昭和43年12月10日付けだったと思われるので、申立期間の届出は行っていないと考えるのが妥当ではないか。」としている。

また、申立人が申立期間頃に一緒に入社したと記憶する3人の同僚の加入記録を確認したところ、昭和43年11月10日に2人、申立人と同日の同年12月10日に1人の同僚が、C会で被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚が、入社当初は社会保険に加入しておらず、勤務していた途中で加入することになり、加入してから保険料を控除された旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。